

令和4年9月20日

洞爺湖町議会令和4年9月会議
追加議案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

議案第37号

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する
条例の一部改正について

議案第 37 号

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する
条例の一部改正について

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 20 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例

洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条
例（平成 18 年洞爺湖町条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号ウ中「、又は、同法の規定による医療を受けている場合
においては、規則第 2 条第 1 号及び高確法第 67 条第 1 項第 2 号に掲げる者
以外の者」を「又は同法の規定による医療を受けている者（同法第 67 条
第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者並びに規則第 2 条第 1 号に掲げる者
を除く。）であること。」に改め、同号エ中「については当該医療を受ける
ことができる間」を「(当該医療を受けることができる期間に限る。) であ
ること。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 3 条第 3 号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる
診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る後期高齢者医療給付
について適用し、同日前の診療、薬剤の支給若しくは、手当又は訪問看
護に係る後期高齢者医療給付については、なお従前の例による。